

自主的避難等対象区域（福島市）で福島県産農産物を原料とした食品の製造加工業を営む申立会社の風評被害に基づく営業損害について、平成28年9月分から平成29年2月分までの逸失利益（原発事故の影響割合5割）及び追加的費用（サンプル商品配布費用（同5割）、井戸水検査費用（同10割））が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 損害項目 | 営業損害（逸失利益） |
| 期 間 | 自 平成28年8月21日
至 平成29年2月20日 |
| (2) 損害項目 | 追加的費用（サンプル費用） |
| 期 間 | 自 平成28年8月21日
至 平成29年2月20日 |
| (3) 損害項目 | 検査費用 |
| 期 間 | 自 平成28年8月21日
至 平成29年2月20日 |
| (4) 損害項目 | 本件和解仲介に関する弁護士費用 |

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金9,407,532円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 営業損害（逸失利益） | 8,014,794円 |
| (2) 追加的費用（サンプル費用） | 1,056,524円 |
| (3) 検査費用 | 62,208円 |
| (4) 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 274,006円 |

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年12月18日

（仲介委員 榎本久也）